

川崎市告示第166号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
NPO法人子育て支えあいネットワーク満	こども発達支援ルームマオポポ	川崎市高津区千年新町7-4	保育所等訪問支援	令和7年4月16日	1455300432
合同会社アシストグローイング	児童発達支援みずたま	川崎市多摩区宿河原4-25-1 西山マンション1階2号室	児童発達支援	令和7年4月30日	1455400240
一般社団法人障害者福祉研究会	カナリア川崎1	川崎市川崎区観音1丁目19-5-10 2	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和7年5月31日	1455000768
合同会社RST	まなびクラブ上丸子	川崎市中原区上丸子天神町334 1F	放課後等デイサービス	令和7年5月31日	1455200764